

**「信託会社等に関する総合的な監督指針」の一部改正案に対する
パブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方**

No.	コメントの 該当箇所	コメント	金融庁の考え方
1	3-2-1(9)	3-2-1(9)につき、書面記載事項の要件は、①信託業務に携った経験を有する者 ②管理及び処分を行う財産の管理・処分業務に携った経験を有する者 それぞれについて、経歴と配置予定先を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	そのようなご理解で結構です。
2	3-2-2(3)	3-2-2(3)につき、「委託先に求める信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理方法」とありますが、委託契約の必要記載事項を要求した信託業法22条1項3号が削除された以後も同様に、委託先に分別管理を要請する必要がある理解でしょうか。	ご指摘のとおり、業務委託契約において、委託先の分別管理義務等の条件を付すことを義務付けていた信託業法第22条第1項第3号が削除されましたが、信託財産の倒産隔離機能の確保や、受託者の忠実義務の履行を担保する観点から、信託会社は、信託業務を委託する場合、委託先が、信託財産の種類に応じ、信託財産に属する財産を自己の固有の財産その他の財産と区分する等の方法により管理することを確保するための十分な体制を整備する義務を負っています(規則第39条第2項)。このことを踏まえ、信託会社は、必要に応じて、委託先に分別管理を要請することもあると考えます。
3	3-2-4(2)	3-2-4(2)②につき、法29条2項各号に掲げる取引に関して受益者から承認を得る場合に、当該承認に対して、何らかの検証を要求することを前提としています。これは、管理型・運用型を問わず必須との理解でしょうか。	ご質問の法第29条第2項に規定する受益者の承認については、運用型・管理型を問わず、信託会社にその承認を得ることを義務付けています。 なお、当該承認に対して、何らかの検証を要求することを前提にしているものではありません。
4	3-2-4(2)	3-2-4(2)②につき、固有勘定貸(銀行勘定貸)運用に関して、財務健全性が低下した場合に全取引につき再度承認を得、当該承認を再度検証することが必要となる理解でよろしいでしょうか。	法第29条第2項に規定する受益者の承認を得ているので、財務健全性が低下した場合に再度承認を得る必要はありません。 なお、受託者の財務の健全性低下が懸念される場合は、当該取引が規則第41条第3項各号に該当することについて、より慎重な検証が必要になると考えます。
5	3-3-5	<p>現行の信託会社等に関する総合的な監督指針3-3-5では、信託業務の一部の委託を受けた第三者が行う業務の内容及び個々の信託財産の管理又は処分の状況等に照らして、当該第三者が信託財産の管理又は処分に関する裁量を有しない場合には、信託業法第22条第1項に規定する「信託業務の委託」には該当しないことが示されているが、委託を受けた者の裁量の有無によって「信託業務の委託」に該当するか否かを画するという考え方は信託業法の改正後も維持されるとの理解でよいのか。</p> <p>この点、貴庁より平成19年7月13日付で公表された「「信託法及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備に関する政令(案)」及び「信託業法施行規則等の一部を改正する内閣府令等(案)」に対するパブリックコメントの結果について」別紙1(以下「パブコメ回答」という。)において、「現行の「信託会社等に関する総合的な監督指針」3-3-5本文に示されている委託を受けた者の裁量の有無によって「信託業務の委託」に該当するか否かを画するという考え方が維持されるのか否かについては貴庁の回答が明確でなく、同指針の改正後における取扱いを確認させていただきたい趣旨である。</p> <p>なお、委託を受けた者の裁量の有無によって「信託業務の委託」に該当するか否かを画するという考え方が維持されるのであれば、その趣旨が明確となるようその旨を監督指針案3-3-5に明記していただきたい。</p>	<p>改正前の信託業法では、委託規制を適用する「信託業務の委託」に該当するか否かは、委託先が信託財産の管理又は処分に関する裁量を有するか否かで判断し、裁量を有さない場合には「信託業務の委託」に該当しないと整理していました。</p> <p>しかし、改正信託法においては、従業員、職員といった自己の手足として使用する者を除き、第三者に信託事務を委託する場合をすべて「信託業務の委託」に該当するものとして整理されたことに伴い、これまで「信託業務の委託」に該当しないとされていたものについても該当するものとして整理され、原則として、委託先に信託会社と同様の義務を課しています。その上で、委託業務の内容により、信託会社と同様の義務を課す必要はないと考えられる業務について委託規制の適用除外と整理しています(法第22条第3項)。</p> <p>具体的には、適用除外の業務を以下のとおり整理しています。</p> <p>①信託財産の現状を維持するために必要な一切の行為(保存行為)(同項第1号に該当)</p> <p>②信託財産の性質を変更しない範囲で、収益を図る行為(利用行為)又は利用価値若しくは交換価値を増加させる行為(改良行為)(同項第2号に該当)</p> <p>③委託先に裁量がない行為(同項第3号、規則第29条第1号又は第2号に該当)</p> <p>④信託事務処理の手段である行為を補助するに過ぎない行為(同項第3号、規則第29条3号に該当)</p> <p>また、上記の行為に該当するか否かについては、③は委託先の裁量の有無により判断し、①②④は委託先の裁量の有無ではなく、委託する行為の具体的な内容等を踏まえて個別に判断することとなります。</p>

No.	コメントの該当箇所	コメント	金融庁の考え方
6	3-3-5	3-3-5(2)①につき、従来は委託に該当しないとされた行為のうち、「信託財産を他の信託会社又は信託兼営金融機関に信託する場合」の取扱いが明確ではありません。	「信託財産を他の信託会社又は信託兼営金融機関に信託する場合」であっても、信託業務の委託に該当します。 なお、ご質問の再信託が、委託規制の適用除外となるか否か、また具体的にどの規定に掲げる業務等に該当するかについては、当該再信託の具体的な内容等を踏まえて個別に判断すべきものと考えます。併せて質問5の回答をご参照ください。
7	3-3-5(1)	信託不動産の保守・管理・清掃・警備・植栽管理等の各種業務及び信託不動産の修繕を行う者を統括・管理・監督する業務(いわゆるプロパティマネジメント統括業務)は、監督指針案3-3-5(1)に列挙された事項と同様に財産の通常の用法に従った利用行為と解される場合には法22条3項1号の「信託財産の保存に係る業務」に該当することを確認したい。	ご質問のプロパティマネジメント統括業務については、委託先に信託財産の処分について裁量がなく、保存行為に係る業務を統括・管理・監督する場合には、保存行為に該当し、利用行為に係る業務を統括等する場合には、利用行為に該当すると考えられます。 なお、ご質問の委託する業務又は行為が、委託規制の適用除外となるか否か、また具体的にどの規定に掲げる業務等に該当するかについては、上記の考え方を参考に、当該委託する業務等の具体的な内容等を踏まえて個別に判断すべきものと考えます。併せて質問5の回答をご参照ください。
8	3-3-5(1)	監督指針案3-3-5(1)③により「消滅時効の中断等財産件の消滅を防止する行為」に、同④により「配当、利益の受け取り等財産権からの予定された収益を收受する行為」に、同⑦により「第三者が行う金銭債権の回収事務の内容が、債務者から当該第三者の預金口座に入金された弁済金を受託者の預金口座に入金する行為」にそれぞれとどまっている場合には、信託業法第22条第3項1号に規定する「信託財産の保存行為に係る業務」に該当することが明示されている。 この点、パブコメ回答では、「期限の到来した通常の債権の取立ては管理(信託業法第22条第3項第1号・第2号)に該当するものと考えます。」との貴庁の回答が示されている。従って、金銭債権を信託財産とする信託において、債権の管理を行うことや期限の到来した債権の取立てについては、上記の監督指針案3-3-5(1)③、④及び⑦に記載される行為のみならず、一般的に信託業法第22条第3項第1号又は第2号に規定する行為に該当すると解するのが貴庁の考え方との理解である。 以上の理解を前提に、当該金銭債権の請求を行う行為、当該金銭債権に関して(監督指針案3-3-5(1)⑦に記載されるような債務者による入金以外の方法によって)回収金を收受する行為、当該金銭債権の督促を行う行為等についても信託業法第22条第3項第1号又は第2号に規定する行為であることが明確となるように、これらの具体的な行為を監督指針案3-3-5(1)又は(2)に明記するか、あるいは、信託財産である金銭債権の管理を行うことや期限の到来した債権の取立てを行うことが、一般的に信託業法第22条第3項第1号又は第2号に規定する行為に該当することについて、監督指針案3-3-5(1)又は(2)に明記していただきたい。	ご指摘のとおり、信託業法施行規則第29条に関するパブリックコメントに対する金融庁の考えとして「期限の到来した通常の債権の取立ては管理行為に該当するものと考えております。」と回答しておりますが、「期限の到来した通常の債権の取立て」とは、約定弁済を想定したものです。 したがって、ご提案の監督指針案3-3-5(1)⑦に例示する行為に該当しない債務者による入金以外の方法によって回収金を收受する行為等については、保存行為等にとどまらない可能性があるため、具体例には馴染まないと考えます。 なお、ご提案の委託する業務又は行為が、委託規制の適用除外となるか否か、また具体的にどの規定に掲げる業務等に該当するかについては、当該委託する業務等の具体的な内容等を踏まえて個別に判断すべきものと考えます。併せて質問5の回答をご参照ください。
9	3-3-5(1)	3-3-5(1)⑦につき、「第三者が行う金銭債権の回収事務の内容が、債務者から当該第三者の預金口座に入金された弁済金を受託者の預金口座に入金する」行為について、従前あった文言(「など、裁量性を有しない」)が略されています。これは例示ではなく限定列举との理解でしょうか。	監督指針案3-3-5(1)の①から⑦は例示です。併せて質問5の回答をご参照ください。

No.	コメントの該当箇所	コメント	金融庁の考え方
10	3-3-5(1)	信託法改正に伴い、今後担保権を信託財産とする信託の取扱いが可能となるが、3-3-5(1)に例示されている「信託財産の保存行為に係る業務」のうち、『① 知的財産権等に対する侵害を排除するための行為』には、担保権等の財産権に対する侵害を排除するための行為を含むと理解して良いか。	そのようなご理解で結構です。
11	3-3-5(1)	3-3-5(1)④につき、「配当、利息の受取り等」は、約定元本の回収を含むのでしょうか。	そのようなご理解で結構です。
12	3-3-5(1)	3-3-5(1)④につき、「予定された収益を収受する行為」とは、契約書・社債要項等に基づく約定元利金の収受を意味する理解でよろしいでしょうか。	そのようなご理解で結構です。
13	3-3-5(2)	以下の行為が監督指針案3-3-5(2)①及び②に列挙された事項と同様に法22条3項2号の「信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする業務」に該当することを確認したい。 ・信託不動産の賃貸借契約の媒介（賃貸借契約締結の可否に関しては、受託者又は指図権者が判断する前提） ・信託不動産の貸付契約の代理業務に関し、民法602条に規定する短期賃貸借に該当し、かつ借地借家法の適用のある賃貸を代理する業務	ご質問の「信託不動産の賃貸借契約の媒介」については、基本的には、信託会社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為に該当するものと考えます。 また、ご質問の「借地借家法の適用のある賃貸を代理する業務」が利用又は改良を目的とする業務に該当するか否かについては、委託する業務の具体的な内容を踏まえて個別に判断する必要があると考えます。併せて質問5の回答をご参照ください。
14	3-3-5(2)	金銭債権を信託財産とする信託において、受託者から委託を受けた者が一定基準（例えば、当該事務の受託者の与信及び回収方針）に従い、かつ当該金銭債権の性質を変えない範囲で当該金銭債権の条件の変更を行うことは、信託財産の改良を目的とする業務として信託業法第22条第3項第2号に規定する行為に該当するとの理解でよいか。かかる理解であれば、その旨を監督指針案3-3-5(2)に明記していただきたい。	ご質問の受託者の与信及び回収方針に従って行う与信・回収業務や条件変更については、一般的に、与信行為は処分行為に該当し、延滞債権の回収業務や条件変更は保存行為や改良行為にとどまらず処分行為に該当する可能性が高いと考えられます。 したがって、ご質問の委託する業務又は行為が、委託規制の適用除外となるか否か、また具体的にどの規定に掲げる業務等に該当するかについては、当該委託する業務等の具体的な内容等を踏まえて個別に判断すべきものと考えます。併せて質問5の回答をご参照ください。
15	3-3-5(2)①	3-3-5(2)①につき、普通預貯金とありますが、当座・定期を含む理解でよろしいでしょうか。	ご質問の利用行為の具体例「信託財産の管理又は処分により生じた金銭を普通預貯金により管理する行為」の「普通預貯金」に当座預金又は定期預金が含まれるかどうかについては、例えば、定期預金は、信託の目的や信託財産の管理又は処分の方法等に照らした場合、当該金銭（信託財産）の運用行為に該当する可能性があると考えられます。 したがって、ご質問の件も含めて、委託する業務又は行為が、委託規制の適用除外となるか否か、また具体的にどの規定に掲げる業務等に該当するかについては、当該委託する業務等の具体的な内容等を踏まえて個別に判断すべきものと考えます。併せて質問5の回答をご参照ください。
16	3-3-5(2)①	3-3-5(2)①につき、利用行為の限界の一例として短期賃貸借を規定していますが、これは行為能力制限者や権限の不明な代理人が行える行為に過ぎません。「性質を変えない範囲内」の利用行為としては、収益を図るための賃貸一般を指すことで必要充分では無いでしょうか。	ご提案のとおり「収益を図るための賃貸一般」とした場合、長期の賃貸借で信託財産の利用を超えて処分に該当するものも含まれる可能性があるため、例示としては適当ではないと考えます。併せて質問5の回答をご参照ください。

No.	コメントの 該当箇所	コメント	金融庁の考え方
17	3-3-5(3)①	<p>開発型不動産証券化においては、①開発を前提に、解体予定の建物と当該建物の敷地等の土地を信託する場合と、②既に信託された不動産(土地・建物)について、建物の老朽化などから、事後的にこれを取壊し開発を行う場合等がある。</p> <p>これらの場合において、信託財産である建物の解体工事の請負業務に関し、指図権者が予め定めた請負契約書・仕様書等の範囲内で業務を行う場合は、3-3-5(3)①に規定する「指図の内容」が「信託財産の管理又は処分の方法」に関し、受託者又は委託先の裁量を生じないように特定」されている場合といえるので、法22条3項3号、施行規則29条1号に定める「委託者又は受益者(これらの者から指図の権限の委託を受けた者を含む。)のみの指図により信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務」に該当しうることを確認したい。</p> <p>これらの取扱いが認められない場合、裁量の余地がない業務であるにもかかわらず、重い委託先規制に服することになるため、場合によっては、一旦、不動産会社等が現物不動産として取得し、当該建物を取壊しその後再度信託することになり、著しく不経済である。</p>	<p>ご質問の建物の解体工事の請負業務が、規則第29条第1号に該当するには、信託行為に信託会社が委託者又は受益者のみの指図により当該業務を行う旨を定めておく必要があります。</p> <p>また、ご質問の指図権者が予め定めた請負契約書・仕様書等の範囲内で業務を行う場合であっても、信託財産の管理又は処分の方法に関し、受託者又は委託先の裁量を生じないように特定されているか否かについては、委託する業務等の具体的な内容を踏まえて個別に判断すべきものと考えます。併せて質問5の回答をご参照ください。</p>
18	3-3-5(3)①	<p>規則29条1号および2号では、「信託行為に…旨の定めがある場合」と規定されているが、信託契約に「委託者又は受益者(これらの者から指図の権限の委託を受けた者を含む。)のみの指図により信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務を行う旨の定め」をする時期は、信託設定時に限らず、当該信託業務の委託契約を締結するときでもよいか確認したい。</p> <p>実務上、事業のタイミングなどから、信託設定時、信託契約に個別業務の委託内容及び委託先について詳細に定めることが不可能な場合も多いため、事後的に信託契約の変更として定めをおくことも本項目に該当することの確認をお願いしたい。</p>	<p>ご質問の施行規則第29条第1号及び第2号に規定する「信託行為に…旨の定め」をする時期は、信託設定時です。また、信託契約の変更契約については、当該定めを置くことも可能と考えられます。</p>
19	3-3-5(3)②	<p>「信託会社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為」の該当例として、「ロ 証券会社が有価証券を補助的に売買する行為」、「ハ 不動産会社が不動産を補助的に処分する行為」との記載がある。然るに、信託会社が有価証券の売買を証券会社を通じて行う場合や、信託会社が不動産の処分を不動産会社を通じて行うこと自体が信託会社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為であると解されることから、「ロ 証券会社が有価証券を売買する行為」、「ハ 不動産会社が不動産を処分する行為」に修正いただきたい(補助的な行為の具体例として、監督指針案の記載は意味が分かり難い)。</p>	<p>ご提案のとおり、現行監督指針3-3-5(注)ロ及びハと同様に、「証券会社が有価証券を売買する行為」、「不動産会社が不動産を処分する行為」と表記した場合、これらの委託先が主体的、能動的に行うことができると誤解を招く懸念があることから、例示においても「補助的な」と明記しています。併せて質問5の回答をご参照ください。</p>
20	3-3-5(3)②	<p>監督指針案3-3-5(2)③(注)ロ及びハには、証券会社が有価証券を「補助的に」売買する行為及び不動産会社が不動産を「補助的に」処分する行為が掲げられているが、当該売買又は処分が「補助的」であるということとはどのようなことを意味するのか。監督指針案3-3-5(3)②本文に記載される通り、「信託の目的、信託会社が行う業務の内容等に照らして、信託事務処理の手段である行為を補助するにすぎないもの」か否か判断することになるものと思われるが、現行監督指針3-3-5(注)ロ及びハに比べて明確性を欠くため、より具体的に明らかにして頂きたい。たとえば、一任運用を任されているのではなく、フローカーとして個別の注文の執行を委託されていることを意味するのであれば、その旨明記していただきたい。</p>	

No.	コメントの該当箇所	コメント	金融庁の考え方
21	3-3-5(3)②	「信託会社が行う業務の遂行にとって、補助的な機能を有する行為」に該当すると考えられる例として挙げられている「不動産会社が不動産を補助的に処分する行為」は、現行の監督指針3-3-5⑦(注)ハで「信託業務の委託」に該当しないと考えられる例として挙げられている「不動産の処分を不動産会社を通じて行う場合」を引き継いでいるとの理解でよいか確認したい。	そのようなご理解で結構です。併せて質問5及び質問19の回答をご参照ください。
22	3-3-5(3)②	3-3-5(3)② イ及びロについて従前は「を通じて」と表記されていたところ、今般「補助的に」との文言に変わっていますが、従来どおり信託会社の指示により事務を遂行する場合を含む理解でよろしいでしょうか。	そのようなご理解で結構です。併せて質問5及び質問19の回答をご参照ください。
23	3-3-5(3)②	電子記録債権法施行後、電子記録債権を信託財産とする信託の取扱いが行われるものと考えられるが、3-3-5(3)②に規定されている「信託会社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為」には、「電子債権記録機関が記録原簿に記録事項を記録する行為」も含まれると理解して良いか。	そのようなご理解で結構です。
24	3-3-5(3)②	監督指針案3-3-5(3)②(注)二において「これに類似する行為を含む。」との文言があるが、「類似する行為」の主体が振替機関又は口座管理機関に限定されているわけではなく、振替機関又は口座管理機関以外のカस्टディアンが口座振替を行うことを念頭に置いたものであるという理解でよいか。そうだとすれば、監督指針案3-3-5(3)②(注)二は「振替機関及び口座管理機関が社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)に限定する振替口座簿の記載又は記録をする行為その他振替機関及び口座管理機関に準じる者が口座の振替を行う行為」とすべきである。	監督指針案3-3-5(3)②(注)に掲げる行為は例示であり、ご質問の同規定(注)二の行為主体は、法律の指定を受けた振替機関及び口座管理機関について記載しています。また、ご質問の「これに類似する行為」とは、法令等に基づき行う振替口座簿の記載又は記録に類似する定型的な事務を指しております。
25	3-3-5(3)②	3-3-5(3)②本文において「弁護士・会計士等が専門家として提供する行為」が規則第29条3号に該当すると規定されているが、具体例としては、「へ 弁護士が訴訟の委任を受ける行為」のみが挙げられているに過ぎない。たとえば、弁護士に交渉を委任するような行為(具体的には、賃料延滞テナントに対する賃料回収等の債権回収、契約の締結や合意解約を依頼する行為など)も含まれるという理解でよいか確認したい。	ご質問の弁護士に委任する債権回収等の行為については、委任する行為の具体的な内容等いかんによっては、補助的な機能を有する行為にとどまらない可能性があります。したがって、ご質問の委託する業務又は行為が、委託規制の適用除外となるか否か、また具体的にどの規定に掲げる業務等に該当するかについては、当該委託する業務等の具体的な内容等を踏まえて個別に判断すべきものと考えます。併せて質問5の回答をご参照ください。
26	3-3-5(3)②	3-3-5(3)②へ について、訴訟事件以外の法律事務を委任することは含まれないのでしょうか。	
27	3-4-4	3-4-4につき、法22条3項各号に掲げる業務の再委託を除く趣旨は、3-4-4全体に共通する理解でよろしいでしょうか。	法第22条第3項において、同項各号に掲げる業務を委託する場合、同条第1項第2号の委託業務の的確遂行者を委託先として選定することを求めていることを踏まえると、当該業務を再委託する場合においても、受益者保護の観点から、委託が繰り返される過程で同条第1項第2号の趣旨が損なわれることのないよう、再委託契約の締結に当たって、十分な検討を行う必要があると考えます。また、信託業務の委託者においては、その十分な検討を行った上で、委託業務の的確遂行者を再委託先に選定するものと考えます。ご質問を踏まえて、受益者保護の観点から検討したところ、法第22条第3項各号に掲げる業務の再委託についても、上記考えのとおり、監督指針案3-4-4に掲げる着眼事項すべてを適用する必要があると考え、監督指針案を修正しました。併せて、監督指針案3-2-1(10)③、3-2-4(2)③ロ、11-2-1⑤についても、同様の考えから、監督指針案を修正しました。

No.	コメントの該当箇所	コメント	金融庁の考え方
28	3-4-4	監督指針案3-4-4の最初の「信託業務の委託先」は「信託業務の委託先(法第22条第3項各号に掲げる業務の委託先を除く。)」とすべきである。	ご指摘の表記とした場合、信託会社から法第22条第3項各号に掲げる業務の委託を受けた者については、法第42条に基づく報告命令の対象から除外されると誤解を招く恐れがあり適当でないと考えます。併せて質問27の回答をご参照ください。
29	3-8-1 (4-6-1)	適格機関投資家の届出に係る留意事項の規定に関しては、運用型信託会社(3-8-1)と運用型外国信託会社(4-6-1)において、記載内容に相違があるが、平仄をとるべきではないか。	ご意見を踏まえ、修正しました。
30	3-8-2(1)③	3-8-2(1)③につき、ホについて、社会的に批判を浴びるか否かは結果論に過ぎない点で、予見可能性に欠ける基準では無いでしょうか。	広告等の表示は、顧客への投資勧誘の導入部分に当たり、明瞭かつ正確な表示による情報提供が、適正な投資勧誘の履行を確保する観点から最も重要と考えてます。その徹底に当たって、「社会的に過剰宣伝であるとの批判を浴びるような表示をしていないか」という事項については、必要な着眼事項と考えます。
31	5-2-1	管理型信託業の判断について、従来の解釈に変更はないという理解で良いか。	監督指針5-2-1(管理型信託業の判断に当たっての留意事項)において、管理型信託業に該当する信託の具体例を記載しておりますが、当該具体例と改正案3-3-5(信託業務の委託)に新設する具体例が同様な内容であることから、管理型信託業の具体例については、前掲の信託業務の委託の具体例を参照する旨の改正を行ったものです。 したがって、監督指針5-2-1の取扱いについては、従来と変更はありません。
32	5-2-1	「保存行為」に関する監督指針案5-2-1(2)①の内容は、監督指針案3-3-5(1)⑥及び⑦に掲げる具体例が付加されている点で、現行の監督指針5-2-1(2)①と異なっているが、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)による信託業法の改正において、管理型信託業の範囲は変更されていない以上、「保存行為」の範囲に関する御庁の解釈に変更はないという理解でよいか。なお、監督指針案5-2-1(2)②及び③は、現行の監督指針5-2-1(2)②及び③と記載内容は同様であるが、念のため、「利用行為」「改良行為」の範囲について御庁の解釈に変更はないという理解でよいかも確認させていただきたい。	
33	7-3(1) (1-2(4))	監督指針案1-2(4)①及び7の3(1)には、「運用型信託会社に準じた体制整備が必要」と記載されているが、具体的にはどのような体制を整備すべきなのか、準用される監督指針案の番号を明記すること等により明らかにすべきである。また、監督指針案1-2(4)②及び7の3(2)には、「管理型信託会社に準じた体制整備が必要」と記載されているが、具体的にはどのような体制を整備すべきなのか、準用される監督指針案の番号を明記すること等により明らかにすべきである。	自己信託においても、信託会社と同様に、引受けする信託の内容によって、求められる体制が異なってきます。したがって、行おうとする信託事務の規模・特性に応じた体制整備が必要であると考えております。 なお、監督指針案1-2では監督に当たっての基本的な考え方を掲げることとし、信託事務が的確に遂行できる体制が整備されているかどうかなどの審査に当たっての具体的な留意事項については、監督指針案7-2登録に際しての留意事項において明らかにしております。
34	7-2	自己信託においても受益者保護の必要性は通常の信託と何ら異なることはない。例えば、資産流動化目的の信託等において、従来信託業法の規制対象であった類型については、これを自己信託で行ったとしても、受益者保護の観点から、管理運用上の義務を確実に遂行するように受託者に業規制を課す必要性に何ら異なることはなく、かかる類型について、改正信託業法施行によって受益者保護が後退するようなことがあってはならない。 然るに、政府令と同様に「同種内容の自己信託を繰り返すことで多数の者が受益者となる場合等、実質的に多数の者が受益権を取得できる場合」には登録が必要と記載され、基本的にかかる類型については登録が必要と解されることから、受益者保護の観点から高く評価できる。 自己信託はその導入に当たって、悪用や潜脱の懸念が数多く指摘されたところであるが、仮に、自己信託を用いた不適切な行動が登録のない者によってなされた場合には、信託制度全体に対する信認の低下を招き、その健全な発展を阻害する事態が懸念される。かかる事態を回避すべく、その業法上の登録要件については、潜脱防止の観点から厳格(実質的)な運営がなされること、及び適切な規制の枠組みが維持されることを要望する。	ご要望の件につきましては、監督指針案1-2(3)(4)及び7において明記し対応しているところです。 また、顧客からの苦情や通報等を受けて調査した結果、無免許又は無登録で信託業等を行っていることが判明した場合には、監督指針2-2-2に基づき、当該業者に対し、かかる行為を直ちに取り止めるよう文書等で警告を行うとともに、捜査当局に情報提供を行うなど、信託制度を利用する委託者及び受益者の保護に努めてまいります。

No.	コメントの 該当箇所	コメント	金融庁の考え方
35	7-2-1	<p>信託業法施行令第15条の2第2項第3号では、対象信託以外に「信託の目的、信託財産の種類及び価額、信託期間、信託財産の管理又は処分の方法その他の信託行為の内容に照らし当該対象信託と同一又は同種の信託法第3条第3号に掲げる方法によってする信託と認められるもの」の受益者と対象信託の受益者を合算して、自己信託の登録の要否を判断することを定めている。</p> <p>この点に関して、パブコメ回答では、「同一又は同種の内容の信託であるか否かは、個別具体的な信託行為の内容に照らして判断することになります」との考え方が示され、①いずれも流動化目的の商業施設の自己信託とマンションの自己信託、あるいは②いずれも流動化目的の住宅ローン債権の自己信託などについては、信託目的も信託財産の種類も同様であるため、一般的には同種内容の自己信託と考えられるとの回答が示されている。</p> <p>自己信託による信託の設定に際して、信託業法の規制の適用対象となるか不明確であることは、取引を抑制することになりかねず、最終的には個別具体的な判断が必要となるとしても、監督指針案7-2-1に「同一又は同種の内容の信託」の判断基準の具体例を明記していただきたい。具体的には、流動化目的の信託を自己信託によって複数回、設定する場合に、それぞれの対象となる資産がどのようなレベルで同じ種類となれば「同一又は同種の内容の信託」に該当するのか(例えば、金銭債権信託を例とすると、金銭債権という点で共通すれば同一又は同種となるのか、あるいは貸金債権とリース料債権であれば同一又は同種とならないといえるのか、さらには(同じ貸金債権であっても)住宅ローン債権と企業向け貸付債権であれば同一又は同種とはならないといえるのかなど。また、不動産信託を例とすると、不動産という点で共通すれば同一又は同種となるのか、あるいは商業用施設と居住用施設であれば同一又は同種とはならないといえるのかなど)、指針をお示しいただきたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、信託業法施行令第15条の2項第3号の「同種内容信託」に該当するか否かの判断につきましては、同施行令のパブリックコメントにおいて、質問のありました例示に対する一般的な見解等もまじえてご回答しているところであります。</p> <p>また、監督を行う立場といたしましては、上記の見解、並びに多数の者が受益者となる場合には登録制をとることによって受益者保護を図るという法の趣旨を踏まえ、個別の内容を検討した上で「同種内容信託」に該当するか否かを判断すべきと考えております。</p> <p>ご質問の事例につきましては、例えば、商業施設と居住用施設については、一般的には「同種内容信託」と考えられますが、他の事例も含めまして、基本的には信託行為の内容に照らし合わせて個別に判断していくことが必要であり、受益者保護の観点からも重要であると考えております。</p>
36	7-2-2(1)	<p>7-2-2(1)①につき、自己信託に係る事務に関する「知識を有することを証する書面」につき、3-2-1(9)①の注記によると「経験を示す履歴書」が該当します。7-2-2(1)②においても「経験を有する者」の存在を前提としていますが、現在実施されていない制度に関する経験を要求するのは、現時点では実現性に欠けるのではないのでしょうか。</p>	<p>自己信託の受益者保護の観点から、信託事務を的確に遂行することができる知識及び経験を有する者を配置する必要があると考えます。</p> <p>また、自己信託は新たな制度ですが、例えば、取り扱える信託財産の範囲については現状取り扱われている信託財産と変わりがないなど、新たな業務経験を求めているものではありません。</p>
37	7-2-4(3)	<p>7-2-4(3)①イに、組織体制の要件として「電算システム管理」があげられていますが、どのようなシステム構成を必須要件とする理解でしょうか。</p>	<p>信託事務を的確に行う上で必要とされる電算システム及びシステムリスク管理態勢は、業務内容等によって異なってくると考えます。</p> <p>したがって、信託事務の規模・特性に応じたシステム構築が必要と考えます。</p>

No.	コメントの 該当箇所	コメント	金融庁の考え方
38	10-2-1	<p>貴庁が平成17年6月29日付で公表された「信託業法Q&A」において、「資産流動化スキームにおける委託者のためにアレンジメント業務を行う媒介業者は、信託契約代理業の登録は必要か否か。」という質問に対し、以下のように回答されている。今回公表された監督指針案10-2-1「登録の要否」の箇所において「③信託契約の締結に向けた条件交渉」という記載が追加されているが、かかる記載追加後も、以下の回答内容に示される貴庁の見解は変更されていないとの理解でよいか。もし変更されていないのであれば、登録の要否の判断にあたって重要な留意点であるので、以下に示される貴庁の見解を監督指針案10-2-1に明記すべきである。</p> <p>(信託業法Q&A) 信託業法2条8項において「信託契約代理業」とは、「信託契約の締結の代理又は媒介を行う営業をいう」と規定していますが、媒介のうち、受託者以外の者のために行うものであって、受託者側に立つ要素が全くない場合には、信託契約代理業としての媒介行為に該当せず、登録は不要です。その判断にあたっては個別具体的にを行うことが必要ですが、受託者となる信託会社側に立つ要素が一切ないといえるためには、以下の事項に留意すべきと考えます。</p> <p>①受託者となる信託会社(信託銀行を含む。以下同じ。)から直接又は間接的に委託を受けて(間接的な委託とは、再委託、再々委託又はその連鎖をいう。)信託契約の条件の確定又は締結に関与するものでないこと ②信託契約の条件の確定又は締結に関与する対価として、受託者となる信託会社から直接又は間接的に、報酬又は手数料、その他名目のいかににかかわらず経済的対価を受領する旨を約し、又は受領するものでないこと</p>	<p>そのようなご理解で結構です。</p> <p>なお、ご指摘の信託業法Q&Aの箇所は、信託契約の代理又は媒介を検討をしている者の信託契約代理業の登録要否の判断に資するものであることから、信託業法の適用を受ける者に向けて公表している信託業法Q&Aで明記するのが適当と考えます。</p>
39	10-2-1	<p>10-2-1③につき、「信託契約の締結に向けた条件交渉」とありますが、契約の準備段階である意味で、証券化・流動化取引におけるアレンジメント業務を前提とした記述でしょうか。</p>	<p>「信託契約の締結に向けた条件交渉」については、ご質問の「契約の準備段階のアレンジメント業務」のみを前提としたものではありません。</p> <p>なお、当該信託契約の締結に向けた条件交渉については、基本的には、内閣総理大臣の登録を受ける必要のある信託契約代理業(信託契約の締結の代理又は媒介を行う営業)に該当するものと考えます。</p>